

奈良県告示第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十一年四月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 仲井房孝

大和郡山市横田町八二三一

橋下勝彦

七三四一二

森康好

八三二

岡田清治

一二六九

田中康夫

七四三

西田英雄

七四三

浅井宏章

一一九

岡本晃

一三七

東田安紀

伊豆七条町二一六一

乾貞夫

二三五

茶谷勉

横田町八八三

植松忠司

新庄町三六二

北田洋一

伊豆七条町一〇八

奥本正昭

新庄町三二四

仲井房孝

大和郡山市横田町八二三一

森康好

八三二

中尾正信

七九八

岡田清治

一二六九

西田昭男

七四三

田中康夫

伊豆七条町五一二

中田宜伸

一一九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事

大和郡山市横田町八二三一

仲井房孝

八三二

森康好

七九八

中尾正信

一二六九

岡田清治

伊豆七条町二二七

西田昭男

伊豆七条町二二七

田中康夫

伊豆七条町二二七

中田宜伸

伊豆七条町二二七

監事

〃 〃 監事 〃 〃 〃

浅井 北田 茶谷 乾 植松 矢邊
博明 貞一 勉 貞夫 忠司 滋之

〃 〃 〃 〃 〃 〃

伊豆七条町四八一四
新庄町三六二
横田町八八三
〃 二三五
伊豆七条町二〇八
新庄町三二六一二